

グループホームせと家
(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)
重要事項説明書



社会福祉法人道真会

『一人ひとりの幸せを願って』

敬愛・感謝・真心で利用者様と地域社会に貢献します

1. 当事業所の目的及び運営の方針

- (1) 指定地域密着型サービスに該当する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援2又は要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するように努めます。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 : 089-972-5230

月曜日から金曜日（9:00～17:00）

（土・日・祝日を希望される場合は、事前にお問い合わせください。）

担当 : 管理者、計画作成担当者

（ご不明な点がございましたら、ご相談ください。）

3. （介護予防）認知症対応型共同生活介護「グループホームせと家」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

①事業者の種類

事業者の名称 : 社会福祉法人道真会

主たる事業所の所在地 : 愛媛県松山市高岡町779番地6

法人種別 : 社会福祉法人

代表者の氏名 : 河原 樹里

電話番号 : 089-972-8011

②事業所の概要

事業所の名称 : グループホームせと家

事業所の所在地 : 愛媛県松山市土居田町434番地4

管理者の氏名 : 西山 比呂美

サービスの種類 : 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護

事業所指定番号 : 3890102092

電話番号 : 089-972-5230

FAX番号 : 089-972-5231

(2) 事業所の職員体制 (令和8年1月21日現在)

職名	業務内容	常勤	非常勤
管理者兼介護職員	事業所運営全般の管理 利用者への介護サービスの提供	1名	0名
計画作成担当者 兼介護職員	介護サービス計画書の作成 利用者への介護サービスの提供	1名	0名
介護職員	利用者への介護サービスの提供	11名	2名
調理員	利用者への食事サービスの提供	0名	1名

(3) 職員の勤務体制

管理者 早出(7:00~16:00) 日勤(8:30~17:30)
遅出(10:00~19:00)

計画作成担当者・介護職員

早出(7:00~16:00) 日勤(8:30~17:30)

遅出(10:00~19:00) 夜勤(16:30~翌9:30)

日勤②(8:00~13:00) ※調理員

4. 事業所の建物、設備の概要

(1) 敷地及び建物の概要

敷地面積: 670.50m²(約202.8坪)

建物構造: 鉄骨造3階建て

延床面積: 959.54m²

利用定員: 18名

(2) 事業所の主な設備

(建物1階)

居室(9室)、共同生活室(1室)、トイレ(10室)、浴室(1室)、脱衣室(1室)
共用部分(汚物処理室、洗濯室、廊下等)

(建物2階)

居室(9室)、共同生活室(1室)、トイレ(10室)、浴室(1室)、脱衣室(1室)
共用部分(汚物処理室、洗濯室、廊下等)

(3) 居室の設備の概要

居室・設備の種類	るるるユニット	らららユニット
	員数・数量	人数・数量
定員	9人	9人
居室(個室)	9部屋	9部屋
共同生活室	1箇所	1箇所
トイレ	10箇所	10箇所
浴室	1箇所(機械浴槽)	1箇所(一般浴槽)

5. サービス内容

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護計画」という。)の作成
- (2) 日常生活の援助
日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行います。
 - ア 移動の介助
 - イ 静養
 - ウ その他必要な介助
- (3) 健康状態の観察
検温や血圧測定等、全身状態の観察・把握を行います。
- (4) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行います。
 - ア 日常生活の中での心身の機能訓練(体操やお手伝い等)
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事活動
 - エ 趣味活動
 - オ 地域活動への参加
- (5) 食事介助
 - ア 朝食・昼食・おやつ・夕食の提供
 - イ 食事の準備、後片付け
 - ウ 必要に応じて食事摂取の介助
- (6) 入浴介助
 - ア 入浴又は清拭
 - イ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
 - ウ その他必要な入浴の介助
- (7) 排泄介助
利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- (8) 相談、援助等
利用者又はその家族等に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助を行います。
 - ア 日常生活に関する相談、助言
 - イ 認知症である利用者の家族に対する相談、助言
 - ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
 - エ 医療系サービスの利用についての相談、助言
 - オ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する代行手続き
 - カ 家族や地域との交流支援
 - キ その他必要な相談、助言

*利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めます。

6. 利用料金

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを利用するにあたり、利用者にご負担していただく料金は厚生労働大臣が定めた告示上の基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合に乗じた額の支払いを受けるものとします。介護保険サービス以外に係るその他費用については、別に定める「利用料金表」を参照ください。

(2) 支払方法

- ・前月分の請求書を毎月10日以降に発行しますので、その請求月の末日までにお支払ください。お支払後、領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、原則として金融機関口座自動引き落としの方法により支払うものとし、金融機関口座自動引き落としが利用できない場合には、現金又は金融機関振込によりお支払い頂きます。ご利用契約時にご相談ください。

(注) 現金の取扱い時間は、平日の9:00～17:00までとさせていただきます。

7. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力していただき、利用者の体調不良や急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

<外科、胃腸外科、消化器外科>

名称： 福本外科クリニック

住所： 松山市竹原町1丁目2-2

<内科、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、老年内科>

名称： みかんの花クリニック糖尿病・内分泌・代謝内科

住所： 松山市藤原町617-13

<内科、消化器内科、外科、リハビリテーション科>

名称： 医療法人河原医院

住所： 松山市高岡町630-3

<歯科>

名称： さくら歯科クリニック

住所： 松山市土居田町500-14

<訪問歯科診療実施三者間契約>

名称： しばた歯科

住所： 松山市北斎院町784番地8

名称： 一般社団法人 日本訪問歯科協会

住所： 東京都千代田区神田西福田町4 ONEST 神田西福田町ビル8階

8. 事業所の利用にあたっての留意事項

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者及び要支援2の者であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除きます。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 利用申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症であることの確認を行います。
- 3 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な事業所、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族等の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに居宅介護支援事業所等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な関係連携に努めます。
- 5 利用者は、事業所の従業者の助言・指導により日常生活の継続維持に努め、他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとします。
- 6 利用者は、事業所においてサービスを利用する時は、共同スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとします。
- 7 利用者は、事業所において次の行為をしてはなりません。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、事業所内での喫煙、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (7) 利用者間で金銭や物品の貸借りをを行うこと。
- 8 利用者は、事業所利用中の食事は特段の理由がない限り事業所の提供する食事を摂っていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられています。同時に事業所は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
 - (注1)一年中通して感染症のリスクを極力減らすため、生の食べ物や賞味期限の短い食べ物の持ち込みは原則禁止としています。お菓子等の場合でも職員管理とさせていただきます。
 - (注2)利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めます。
- 9 面会は原則、8：30～19：00までとしております。(特段の理由がある場合はこの限りではございません。)
- 10 感染症の流行時期には、松山市保健所等の発信する情報に沿い、面会の制限や中止の対応を実施します。流行時期以外にも事業所利用者や職員が感染症の確定診断を医療機関より受けた場合には同様の対応を実施します。
- 11 看取り介護実施外での利用者への夜間付き添いはご遠慮ください
- 12 利用者外出時には事前に申し出て頂き、外出・外泊届をご提出ください。
- 13 飲酒は事業所管理とし、健康状態や医師の知見に基づき、適量の飲酒をお願いします。

- 14 設備、備品その他の器具を破損させた場合は、現状回復に要した費用を負担頂きます。
- 15 ご自宅で使い慣れた調度備品等をご持参頂くのは可能ですが、必要範囲内をお願いします。
- 16 多額の金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。施設に対して申し出のない持ち込み物品に対しての盗難、紛失は責任を負いません。
- 17 営利目的の行為(販売斡旋等)、政治活動(選挙等)、宗教、賃借等、共同生活に関係のない行為はできません。

9. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

別紙にて防災対策マニュアルを作成しています。

(火災・風水害・地震の各種対策マニュアルあり)

(自然災害時の事業継続計画あり)

(2) 防災設備

火災報知器、スプリンクラー、消火器等の設備を備えております。

(3) 訓練について

年2回の消防訓練(日中想定と夜間想定各1回ずつ)

年1回の風水害想定訓練

年1回の事業継続計画に基づく安否確認通信訓練

年1回の事業継続計画に基づく各班役割確認訓練

※当事業所の非常災害対策・事業継続計画の詳細は、別紙ファイルにて各階に掲示しています。

10. 要望及び苦情の相談

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供に係る利用者及びその家族等からの要望及び苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、対応処理の体制手順の整備等必要な処置を講じます。

当事業所には支援相談の専門員として、管理者、計画作成担当者が勤務していますので、お気軽にご相談ください

受付時間： 平日9:00～17:00

担当窓口： 管理者、計画作成担当者

電話番号： 089-972-5230

対応手順：

- 1) 相談・苦情の処理(担当：管理者、計画作成担当者、当日勤務リーダー)

利用者及び家族等と面談を行い、事情をお伺いします。

- 2) 検討会の開催(担当：管理者、計画作成担当者、担当職員)

施設内で協議を行い、具体的な方向性を定め、従事者等への周知を行います。

- 3) 改善及び対応の説明(担当：管理者、計画作成担当者)

日常生活上の改善可能な事項、従業者の介護対応、介護計画等の変更等について、利用者、家族等に十分説明して了解を得るよう努めます。

4) 関係機関との連絡調整(担当：管理者・計画作成担当者)

関係機関と適宜連絡を取り必要な措置を講じます。

5) 評価(担当：管理者、計画作成担当者)

「苦情相談記録」に基づき、定期的に内部点検を実施します。

(2) 事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保管するとともにその原因を解明し、再発を防止するため必要な処置を講じます。

(3) 介護保険法の規定により松山市からの質問若しくは照会に応じ、調査の必要性がある場合には、協力するとともに指導又は助言に従って必要な改善を行います。

※国民健康保険団体連合会との関わりも同様とします。

(4) 第三者委員

当事業者が設置している第三者委員へのご相談

○ ○○ ○○ 氏

住所：松山市

電話：○○○-○○○○-○○○○

○ ○○ ○○ 氏

住所：松山市

電話：○○○-○○○○-○○○○

(5) 行政機関その他苦情受付機関

○ 松山市指導監査課

所在地：松山市二番町4丁目7-2

電話番号：089-948-6968

受付日時：平日（8：30～17：15）

○ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地：松山市持田町3丁目8番15号愛媛県総合社会福祉会館内

電話番号：089-998-3477

受付日時：平日（9：00～12：00、13：00～16：30）

○ 愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地：松山市高岡町101-1

電話番号：089-968-8700

受付日時：平日（8：30～17：15）

11. 衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザウイルス等の感染症・食中毒の予防・蔓延防止マニュアルを整備し従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理や感染症に関する研修を年2回行います。

(3) 住環境について

事業所内は、空調設備等により適温を確保します。また、適切な方法により清潔な環境を保てるよう努めます。

(4) 他関係機関との連携について

事業所において感染症及び食中毒が発生した場合、蔓延しないように必要な措置を講じます。それら必要な防止策の実施や措置にあたり、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(5) 事業継続計画

感染症蔓延時の事態に備え事業継続計画を作成し、従業者に周知徹底しています。また、従来からある知識研修に加え、計画に基づいたシミュレーション訓練を行っています。

1 2. 緊急時の対応について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析・解明、再発防止のための取り組みを行います。
- (3) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族等に関する秘密保持について

- ①事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく第三者へ漏らしません。
- ③上記の秘密を保持する義務については、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持させるべき旨を雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意しない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれている記録物（紙及び電磁的記録を含む）については、管理者の責任をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします
- ③事業者が管理する情報については、利用者又はその家族等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
(開示に際して複写料などが必要な場合には利用者の負担となります。)

1 5. 虐待防止について

事業者は、利用者の尊厳保持・人格尊重が達成されるよう虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 従業者が高齢者虐待防止法等に規定する従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解し、虐待の未然防止に努めます。
 - (2) 虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから早期発見に努めます。
 - (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応を行います。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
 - ②虐待の防止のための指針に必要な項目を盛り込み整備する。
 - ③虐待の防止のための従業者に対する研修を実施する。
 - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに松山市に通報し、その再発を確実に防止するための対策を実施します。

1 6. 身体拘束について

事業者は、原則利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと判断されるときは、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- ①緊急やむを得ない理由、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の正確な記録の整備
※経過観察を行い、身体拘束の必要性がなくなった場合には直ちに解除します。
- ②厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適切な取り扱いを行うものとします。
- ③身体拘束の実施がある場合は、状況を当該事業所に設置している身体拘束防止委員会、虐待防止委員会、利用者、家族、地域住民の代表者、松山市地域包括支援センター生石・味生の職員、松山市介護保険課の職員等により構成される協議

会(以下「運営推進会議」という。)に報告します。

17. 要支援・要介護認定の申請に係る援助

- ①事業所は、要支援・要介護認定を受けていないご利用希望者については、ご利用者本人又は家族等の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ②要支援・要介護認定等の更新の申請は、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前までには、必要な援助を行います。

18. 栄養管理体制

事業者の提供する食事の献立は管理栄養士にて作成されています。管理栄養士により従業者へ対して必要な技術的助言及び指導を受けています。

19. 口腔衛生管理体制

歯科医師により入居時及び入居後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施しています。歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、従業者に対して必要な技術的助言及び指導を受けています。

20. ハラスメント防止

ハラスメント防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じます。また、ハラスメントについては、ご利用者等からのハラスメントも含まれることに留意しています。

- (1) ハラスメントの内容及びハラスメントを行なってはいけない旨の方針を明確にし従業者に周知・啓発しています。
- (2) 相談に対する担当者を定め、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者へ周知しています。

21. サービス内容及び手続の説明及び同意

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供するため、そのサービス提供の開始に際し、予めご利用申込者又はその家族等に対して、サービスの選択に資すると認められる文書を交付して説明を行い、同意を得るものとします。

22. サービス提供の記録

- (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の完了した日から5年間保管します。
- (2) 利用者及び家族等は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) ご利用に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載致します。

23. 地域との連携について

- (1) 運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との連携に努めます。
- (2) (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたっては運営推進会議を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、必要な要望や助言等を聴く機会を設けます。また、それらの内容については、記録を作成し公表します。

24. 地域密着型サービス外部評価の状況

愛媛県社会福祉協議会により外部評価を受け、サービスの質の向上に向けた取り組み支援を受けています。

25. その他

- (1) 事業者は、従業員の資質向上を図るために事業所内外の研修の機会を設けるものとし、また業務の体制についても検証を行い、常に最適なものとなるよう努めます。
- (2) 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なく松山市に報告・連絡を行います。
- (3) 事業所の所在市町村以外の介護保険被保険者又はその家族等から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨、松山市の介護保険被保険者に限りご利用ができるサービスであることを説明し、理解を得ることとします。
- (4) 当施設についての詳細は、社会福祉法人道真会が開設しているホームページに掲載しております。また、事業所パンフレットを用意していますので、ご請求ください。 ホームページ：<https://dousinkai.jp>

令和 年 月 日

【事業者】

愛媛県松山市高岡町779番地6

社会福祉法人 道真会

理事長 河原 樹里 (印)

【説明担当者】

愛媛県松山市土居田町434番地4

グループホームせと家

(印)

TEL: (089) 972-5230

FAX: (089) 972-5231

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意いたしました。

【利用者】

住 所

氏 名

(印)

連絡先 () ー

【家族代表者】

住 所

氏 名

(印)

連絡先 () ー

別紙①

【請求書及び領収書の送付先】

ふりがな			続柄	
氏名				
住所	〒			
連絡先	自宅		携帯	

【緊急連絡先】 *体調不良時や事故発生時など

ふりがな			続柄	
氏名				
住所	〒			
連絡先	自宅		携帯	

ふりがな			続柄	
氏名				
住所	〒			
連絡先	自宅		携帯	